

教職員と生徒及びその保護者との連絡手段に関わる校内規程

(目 的)

- 第 1 条 この規程は、本校に勤務する教職員と生徒及びその保護者の間における連絡手段に関し必要な事項を定めることにより、生徒及びその保護者の連絡先及び個人情報の適切な管理と利用に努め、適正にして円滑な学校運営に資することを目的とする。

(他の法令との関係)

- 第 2 条 前条の取扱いについては、別に法令、条例、規則等に定めるもののほかは、この規程の定めるところによる。

(個人情報の取り扱い)

- 第 3 条 学校や職員が、生徒及びその保護者から電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という。）を取得することは、個人情報を入手することに他ならず、その利用や管理に関して、厳正な取扱いが求められるものである。

(電話番号等の取得)

- 第 4 条 職員が、生徒及びその保護者から電話番号等の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得て取得すること。また取得する対象の範囲及び取得する個人情報の内容・種類等について、年度毎に所定の様式で管理者に報告すること。

(職員が取得できる情報の種類)

- 第 5 条 職員が、取得できる個人情報の種類は、原則として生徒及びその保護者の携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレスに限るものとする。

(情報を取得する対象の範囲)

- 第 6 条 職員が、電話番号等を取得する対象となる範囲は、原則として担任する学級や顧問をする部活動の生徒及びその保護者に限るものとする。

(職員が提供できる情報)

- 第 7 条 職員は、校務運営上必要な場合に限り、原則として担任する学級や顧問をする部活動の生徒及びその保護者に対して自己の電話番号等を提供できる。その際は、必ず管理職員の許可を受け、第 4 条に定める様式で報告した電話番号等だけを提供すること。

(電話番号等の利用とその範囲)

- 第 8 条 職員は、生徒及びその保護者との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS 等（以下「メール等」という。）を利用して連絡できる内容の範囲は、授業や部活動に関すること、安全上の緊急連絡に限るものとする。

(悩み・相談についての対応)

- 第 9 条 職員に対して、生徒及びその保護者から、メール等を利用して悩みについての相談があった場合は、電子メールでの個人的な相談は行わず、複数の教員により直接面談で対応しなければならない。また校務運営上関係のない悩みについては相談に応じないこと。

(個人情報の削除)

- 第 10 条 職員は、使用しなくなった生徒及びその保護者の電話番号等は、職員が所有・管理する携帯電話やコンピュータ等から直ちに削除すること。

(様式等)

- 第 11 条 この規程に関する様式等は別に定める。

附 則

平成 27 年 6 月 1 日施行